

の生活の中に根をはった綿羊飼育の習慣性は、今後の育成によつて寒地生活の向上に資するものが大きいであろう。

綿 羊 表

町 村	大正13年	昭和9年	昭和25年	昭和27年
右左府	0	0		371
平取	2	0		1,066
門別	0	99		930
新冠	1	0		663
内石	28	0		871
伏河	0	2		897
荻浦	4	49		580
横似	2	11		899
幌泉	2	0		489
幌	0	4	5,793	611
計	39	165		7,277

六 畜産の変遷

第四編 新時代への歩み

七 漁業の発展

1 生産高

水産高は大正三年に六二万円、農産高の一五二万円に比して半分にも及ばなかった。大正十一年には四五五万円となり、農産物の三二九万円をオーバーした。しかし昭和三年に至つて水産額四六一万円に対し、農産額は四六九万円となつて再び形勢が逆転した。その後おたがい一進一退し昭和八年より水産は圧倒的に優勢となつた。例えば昭和十五年には水産一、五二三万円農産六三四万円、昭和十八年には水産一、七六〇万円農産六七二万円であつた。昭和二十五年には水産一五四、四〇〇万円農産九九、五〇〇万円であるとして水産は優位にある。同年の水産は全生産の三六、四%をしめ農産は二〇、五%であつた。

漁業戸数は大正九年一、五三九戸(全体の二七%)、大正十四年一、五五五戸(二五%)、昭和九年には八、二〇一人、昭和十七年二、三一八戸、昭和二十五年六、九六三人(全体の二五・五%)である。

大正十三年においては幌泉一五四万円、横似一〇〇万円、浦河五九万円、荻伏二四万円、三石五一万円、静内五八万円、新冠一六万円、門別一七万円の生産額を示し、幌泉及び横似の両村が優位にある。昭和九年度では、幌泉一一九万円、横似五八万円、浦河七五万円、荻伏一五万円、三石三九万円、静内三八万円、新冠二九万円、門別一八万円を示している。

2 漁獲物

大正十三年には十万円以上は鯨(二二万円)鱈(二二万円)鰈(二二万円)鮭(二二万円)いか(一九万円)たこ(一九万円)昆布(五九万円)銀杏草(一六万円)等で鱈、ふのりがこれに詳しい。鯉、鯛、鮭、秋刀魚、鰻などが記録されている。昭和二

一四年平均をとれば多い順に昆布、鱈、鮭、たこ、鱈、鱈、鮪、いかで昆布がもつとも優勢である、右四年平均の昆布生産高を海岸線毎軒宛を算出してみると、幌泉五・三万貫様似二・八万貫・浦河五・二万貫・荻伏三・三万貫・三石二・三万貫、静内四・六万貫、新冠二百貫、門別千四百貫となつている。

昭和九年度の主な漁獲物を順に町村別に示せば、幌泉(昆布、銀杏草、鮭)様似(昆布、鮭、鱈)浦河(昆布、鮪、鱈)荻伏(昆布、鮭、鱈)三石(昆布、鮭、鱈)静内(鮭、昆布、章魚)新冠(鮭、鱈、章魚)門別(章魚、鮭、鮪)となつている。昭和十五年には管内として、漁獲高(貫)鱈及鮭、昆布が断然多く、鱈、鮪、鱈、鮪がこれについている。昭和二十五年では同様にして、昆布といかが伯仲して一七〇万貫に達し、たこ、鮭、鱈、鮪、鮭、鱈、鮪類、鮪類がこれについている。

漁況について昆布の場合を、幌泉村を例に示せば別表の通りで、大正十二、十三、十四、昭和三、昭和六年が凶漁を示しているが、全体として年々産出高を増している(同村状勢簿)。同様にして小鯉の漁獲高を示せば大正八年、十年は凶漁で大正十二年は大豊漁、大正十五年及び昭和二年は大凶漁である。

3 漁船と漁港

大正十五年度の漁船数は動力あるもの(五屯未満一、十屯二、二十屯四計二六)動力なきもの(五十石未満一、九二〇、百石未満一〇三計二、〇一三)であつた。昭和五年には動力を有するもの一四六隻に急増し、動力なきもの一、九二六隻計二、〇七二隻となつた。十年には動力を有するもの二三五隻動力なきもの一、八七二隻計二、〇七七隻、昭和十七年には動力を有するもの三二二隻(五十隻以上幌泉様似浦河)動力なきもの一、六二〇隻(内五屯以上一二隻)昭和二十五年は動力船数は一八九隻に減じ(一〇屯以上一六隻)無動力船数は一、九〇三隻に増している。

浦河港は大正十年起工し、工費七四万円被覆面積四、七八二坪(内船入溝七、九六八坪)、二五屯級の補切機関発動機船抱擁力百隻内外、外に三百屯級商船三隻を入れるもので、その後更に拡張して、昭和四年竣工した。

七 漁業の発展

二〇七

第四編 新時代への歩み

二〇八

その後沖合漁業の進歩と共に漁港の築設が要望され、昭和六年幌泉、昭和七年東静内、様似、昭和八年三石、襟裳、昭和九年庶野が着工し、つづいて荻伏、冬島、厚賀、節婦、春立、豊舞、東栄(荻伏)等の十四港が竣工または工事中に属する。

4 漁法

従来沖合漁業は川崎船を使用し、浅海漁業としては磯船を使用して来た。昆布採取業は様似幌泉浦河等一般に重要漁業として改良につとめて来た。しかし前面に有望な漁田を控えながら昆布業に安座して敢て危険な沖合漁業に進出する気持はなかつたが、大正中期より室蘭或は本州より入稼する底曳網機船が活躍し、房州方面より技術すぐれたツキンボウ鮪漁船の入漁するをみてようやく、章魚、鮭、鱈等の漁業に着業するのをまし、動力船も増加し、漁港築設も要望されるに至つた。

鮪延縄は延縄及び刺網を使用し、幌泉新冠等は網その他は延縄を使用した。漸次延縄による本漁業と章魚空釣縄漁業と併行する期間があるので、業者は空釣縄を留縄としてその間交互に延縄または網を使用している(昭和十二年水産概況一支部)。鮪延縄はその許可を制限されたが、昭和十二年一九〇名が着業し、遠く釧路厚岸方面まで出漁した。昭和に入つて西海岸の成績に刺戟されて鮪流網業がさかんになり、新冠、静内、浦河が早くも着業し、昭和十二年現在では各漁業組合で着業しないところなく、なかでも様似村はもつとも盛大であつた。

明治三十七年頃より四十二年まで盛んであつた鱈及び三十四年より大正十四年まで盛大であつた鮭延縄は、鮪は来漁せず、後者は昭和十四年より奨励の結果や好転した。柔魚はかつて豊漁もあつたが、昭和十四年ころは来漁区々でその都度出漁した。北寄貝は、門別地方に多かつたが、昭和十三年庶野に豊富な漁場を発見した。門別の帆立貝は往時とつくりしたが、昭和十六年ころ繁殖していることがわかり、相当数採捕された。

鮪は襟裳岬の二十哩内外を漁場とし、目抜魚もほぼ同一海区であり、ツキンボウは沿岸民は余り従事しなかつた。

昭和二十七年の漁法は、沖合漁業が大きく取上げられた。沖合漁業は定置漁業と異り、漁期は定置漁業と異り漁期は定置漁業の

時的なのに対し周年的であり、漁法は定置漁業が機械的であるのに対し積極的であり、漁獲は定置漁業が漁獲の襲来によつて処理出来ぬ程大量であるのに対し、操業度により弾力性をもたしめることが可能であり、魚種は定置漁業の主体が鯉、鱈であったのに対し、沖合漁業では目枝、鱈、鯉、鯉、鯉等が主体をなしている。これら沖合漁業の漁獲物は魚粕の外に塩蔵物として一貫処理加工され、さらに鉄道の開通と共に鮮魚としての市場性をも獲得し、定置漁業が河遊魚の変動により不振の傾向にあるのに対し、沖合漁業は漸次拡大の方向に発展したのである。昭和二十七年の漁獲量を漁業種類によつてみると次のように動力船漁業の優位が明らかである。

定置漁業 鯉、鯉、鯉、鯉、玉筋魚八万九千貫

5 資源の保護

沖合漁業 鮭、鱈、鯉、鯉、鯉、鯉、目枝、鯉、鯉、柔魚四三三万四千貫

沿岸漁業 ほつき貝、たこ、藻類 五四一万二千貫

(日高地域総合開発計画現状調査)

管内の人工孵化事業は、明治四十二年以降染黒川において毎年鮭卵五百万粒を孵化放流した。大正七年各郡水産組合を統合して日高水産組合としてこれを継承し、大正十一年鮭資源の維持の恒久対策として、新冠川百万粒、染黒川五百万粒、幌別川百万粒の孵化放流を開始した。大正十二年には三石川、元浦川に拡張し百万粒を放流した。

また沙流川の柳葉魚については辻甚五郎等の工夫によつて大正中期より人口孵化事業を行つて来た。この川はまた春になるとさうり魚の湖上という名物があり、古来アイヌの重要な食糧となつて来た。このほか厚賀漁業組合では、昭和初期より紅鱈の養殖をこころみ、札幌方面に出荷したこともあつた。

6 漁村の生活

七 漁業の発展

二〇九

第四編 新時代への歩み

二一〇

管内の漁業組合は、明治三十九年幌泉漁業組合を嚆矢として以来各地に設立された。大正七年日高水産組合が設立され、ついで水産会法によつて日高水産会となつた。大正十五年度では各町村に支部八が設けられ、十二漁業組合を傘下においた。組合員数一、七〇四人十四魚市場を経営し、仲買人三三一人一ヶ年七五万円を取引した。昭和十四年には十四漁業組合あり、組合員一、九七八人あり、また日高、胆振、十勝三支庁管内を地区として昭和十四年日振勝漁船保険組合が成立し、組合員一九〇人契約漁船二〇〇隻に及んでいた。漁夫入稼については、元来管内の漁業はアイヌ人労働者によつて経営されたが、後にはアイヌは農牧業に赴いてその経済生活の形態をかえたので、昭和十四年の調では、管内三石両漁業組合員約二二〇人が夏季昆布採りに従事するだけとなつてゐる。和人は主に新潟、岩手、富山、青森等の出稼、または定着心のつよい人々が沿岸漁民の中心をなしている。

大正九年度の管内入稼漁夫は、道内六二四、道外六〇四人計一、二二八人に及び、大正十三年度は道内一三九人道外三九四人計五三三人で、その中幌泉は二八五人が道外よりきている。これらは昆布業等の季節的労力を要するためであり、出稼は大正九年道内一三五人、道外三人計一三八人で一般に累年出稼はすくない。但し漁船による出稼は相当数に達した。

昭和十年度は道内漁夫入稼七〇八人、その他漁業被備者入稼二六四人、漁船三三隻外より漁夫八九一人、その他被備者二〇一人漁船五三隻で、北洋方面出漁はこの年はなかつた。この内訳をみると道内外の漁夫のみでは鯉漁二四五人、鮭鱈漁三九八人、鱈鯉漁一〇七人等が主なものであつた。

漁業改革——本道の漁村には昔から親方子方などの封建性があり、漁業権も一部に編在するくらいがあつた。しかるに昭和二十五年新漁業法が制定され、漁業権は漁業協同組合の統制に帰属することとなつた。日高は幌泉海区、様似海区、日高中部海区(三石郡、浦河郡)、日高西部海区(静内郡、新冠郡、沙流郡)の四海区にわけられ、昭和二十六年海区漁業調整委員を選挙し、その手によつて漁業権の切換えが行われた。次年末に新漁業権三三二、既有漁業権一、二〇六となつた。改革に伴う買収分に対しては、漁業証券を交付した。また道では海区委員の意見をもとめて沙流、新冠、染黒、三石、幌別川に保護区域を指定し、ついで新たに厚別川、元浦河をも追加指定した。昭和二十七年満期につき海区委員を改選し、次第に漁村の向上に効果をもたらしつつある。